

G:ガバナンス

◆コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社では、経営理念のもと、株主をはじめ、当社を取り巻く全てのステークホルダーからの信用を得ながら、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の最大化を目指しています。

以下の5点を基本方針に掲げ、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

1. 株主の権利を尊重し、株主の平等性を確保するとともに、適切な権利行使に係る環境整備や権利保護に努めます。
2. 株主以外のステークホルダーと、社会良識をもった誠実な協働に努めます。
3. 法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報も主体的に発信し、透明性の確保に努めます。
4. 透明・公正かつ機動的な意思決定を行うため、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
5. 株主とは、当社の長期安定的な成長の方向性を共有した上で、建設的な対話に努めます。

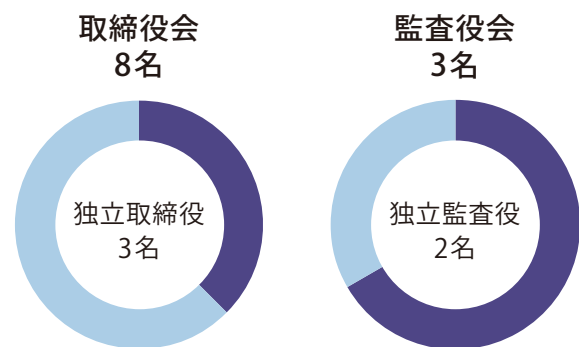
◆取締役会・監査役会の実効性の確保

変化の激しい事業環境やグローバル化の進む中、知識・経験・専門性のバランス、多様性、グローバルな視点などを重視し、取締役候補を選任しています。現在、社外取締役を含め8名の取締役が就任しており、それぞれが専門性を発揮し、かつお互い意見交換しながら迅速な意思決定を行うことが可能な規模を維持してまいります。

社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンスに関する報告書などを通じ、毎年開示を行っています。

また、取締役会の更なる機能向上を図るべく、取締役会の実効性（役割・責務、議題、運営、構成など）に関するアンケートを毎年実施しており、結果の分析評価をし、改善を進

めています。2022年1月に実施されたアンケートでは、事業報告方法や資料共有方法について改善すべき点が抽出され、順次改善を行っています。



◆指名・報酬委員会

2020年2月、当社役員の指名・報酬などに関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、当社コーポレート・ガバナンスの充実に図るため、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しました。2022年6月22日以降の委員長は社外取締役 西口泰夫氏、委員は代表取締役社長 小谷高代氏、社外取締役 松久 寛氏、社外取締役 中山礼子氏、社外監査役 鎌倉寛保氏、社外監査役 津田尚廣氏の5名、合計6名となっています。2022年3月期中には4回の委員会が開催され、役員人事に関する件及び役員報酬制度改訂に関する件が審議されました。

◆ 役員報酬

当社の役員報酬は、企業の持続的成長及び競争力の強化のため、優秀な人材の確保・維持、業績向上に対するモチベーションを高めることを目的とした制度としています。2022年3月7日開催の取締役会において、取締役の報酬などの内容に関して新たな方針を決議しています。決議については、指名・報酬委員会へ諮問し、承認を得ています。

【新たな役員報酬制度のポイント】

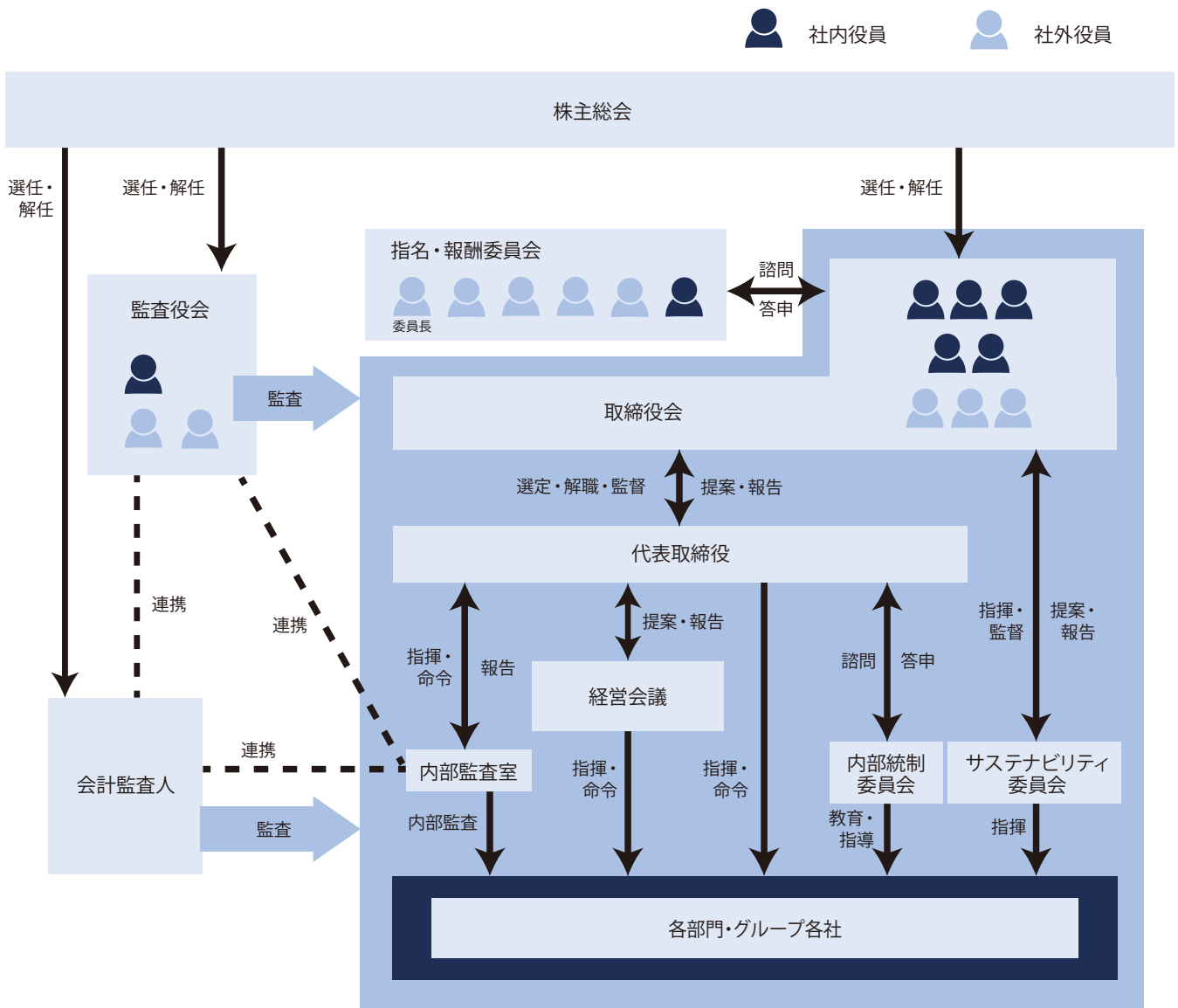
- ・外部水準を参照した報酬水準の設定
- ・中期的な業績向上や株価向上に向けた取り組みの強化
- ・報酬決定プロセスにおける客観性・公平性の向上

取締役の報酬は、基本報酬(月額報酬)、短期業績賞与、中期業績・株価連動型賞与により構成しています。報酬水準については、当社と同業種・同規模企業などの外部水準を参照したうえで、役位別に報酬構成比率を設定しています。短期業績賞与は、連結経常利益の達成状況をベースに、目標管理等評価に基づく総合的貢献度を踏まえた評価を反映して決定します。中期業績・株価連動型賞与については、1株当たりの純利益(EPS)の成長率に基づく中期業績係数と株価成長率に基づく株価連動係数を反映して決定します。

社外取締役の報酬は、固定報酬により構成し、業務執行に対する独立性の観点から業績連動報酬の支給は行わない方針としています。

取締役	社 内	基本報酬	短期業績賞与 中期業績・株価連動型賞与
	社 外	基本報酬	
監査役		基本報酬	

◆コーポレート・ガバナンス体制図



◆内部統制委員会、サステナビリティ委員会

内部統制委員会は、代表取締役社長の諮問機関として、内部統制の水準向上のために必要な事項について建議しています。

また当社は、2022年8月にサステナビリティ委員会を設置しました。その目的は、事業活動を通じてサステナブルな社会・環境の構築に寄与するとともに、当社が持続的な事業発展を通じて企業価値を向上することにあります。本委員会は、代表取締役社長を委員長とするメンバーで構成され、サステナビリティに関する基本方針の策定、施策の結果は取締役会へ報告を行います。